

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 春生会
代表者名	若月 剛一
所在地・連絡先	(住所) 春日井市神屋町1310 (電話) 0568-88-6688 (FAX) 0568-88-6685

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	あさひが丘介護センター
所在地・連絡先	(住所) 春日井市庄名町字松原918-1 (電話) 0568-29-9977 (FAX) 0568-29-9031
事業所番号	2372500138
管理者の氏名	堀江 ゆみ

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容 (兼務状況)
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1	0		事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
介護支援専門員	4	4	0		指定居宅介護支援の提供にあたる

### (3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	<p>①春日井市全域</p> <p>②小牧市の以下の地域（大草、大草一色、大草洞上、大草北、大草東、大草南、大草西、大草中、大草藤助、大草太良、大草七重、光ヶ丘、城山、桃ヶ丘、高根、篠岡、古雅、野口違井那、野口友ヶ根、野口高畑、野口柿花、野口島ノ田、野口中田、野口惣門、野口定道、大山、野口、林野原、林新外、林南、林中、林、林北、林西、池之内、池之内赤堀、池之内道木、本庄、小松寺）</p> <p>③ 名古屋市の以下の地域（守山区：上志段味、中志段味、下志段味、吉根）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
------------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

### (4) 営業日

営業日	営業時間
平日	8：30～17：30

※電話等により、24時間常時連絡が可能となっております。

営業しない日	土曜日・日曜日・12月29日～1月3日
--------	---------------------

## 3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

### ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

※複数の指定居宅サービス事業者等の中から利用者又はその家族がサービスの選択が可能。また、サービス事業所の選定理由について介護支援専門員に対して求めることが可能です。

※必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成をします。

### イ 要介護等認定の申請代行

### ウ 給付管理業

## 4 費用

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等がある場合についてはこの限りでなく、別添に示す介護報酬の告示上の額を全額自己負担にてお支払いいただきます。

### (2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- ① 事業の通常の実施地域を越えた地点からおおむね15km未満 1,000円
- ② 事業の通常の実施地域を越えた地点からおおむね15km以上、20km未満  
1,500円

## 5 事業所の特色等

- (1) 事業の目的 社会福祉法人春生会が開設するあさひが丘介護センター（以下『事業所』という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下『事業』という）の適正な運営を図るために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。
- (2) 運営方針
- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
  - ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な福祉サービス及び保険医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように行う。
  - ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
  - ⑤ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた業務継続計画を策定する。
  - ⑥ 高齢者虐待防止の推進
    - ・利用者の人権擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（担当者の配置、委員会の開催、指針整備、研修の実施）を講じる。
    - ・事業者における相談窓口を設置し、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できる事とする。
    - ・高齢者本人とその家族から介護支援専門員に対し著しいハラスメント等が確認され、適切な支援の継続が困難と判断した場合は契約を解約する場合がある。
  - ⑦ 身体的拘束の適正化の推進
    - ・身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施）を実施。
    - ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する
  - ⑧ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入
    - ・選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ、提案を行う。
  - ⑨ 事業者は利用者またはその家族に対して、事業所で作成された前6月間の居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合や同一事業者によって提供されたものが占める割合の説明を行います。

## 6 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 7 医療機関との連携

- (1) 利用者が医療系サービスを希望されている場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を頂き、主治の医師等に対しケアプランを交付致します。  
\* 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始する事を可能にする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に主治医・入院中の医療機関の医師の意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。
- (2) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況及びモニタリング等の際にケアマネジャーが把握した利用者の状況等について、情報提供が必要と判断した場合は、ケアマネジャーから主治の医師、歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行います。
- (3) 病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えて下さい。
- (4) 利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師などと情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う場合があります。

## 8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	ご利用時間	8：30～17：30
	ご利用方法	電話 0568-29-9977
	担当者名	堀江ゆみ, 大塚紀子, 伊藤美由紀 吉永真由美

\*他に下記の保険者に申し立てることができます。

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課	電話：0568-85-6921
小牧市福祉部介護保険課	電話：0568-76-1197
国保連合会介護保険課	電話：052-971-4165
名古屋市健康福祉局介護保険課	電話：052-972-2591
名古屋市守山区役所福祉課介護保険係	電話：052-796-4557

9 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は\_\_\_\_\_ですが、やむを得ない事由で  
変更する場合は、事前に連絡を致します。

私は、本書面に基づいてあさひが丘介護センターの介護支援専門員(9に記載する者)から  
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 (選任した場合)

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 【要事項説明書別添利用料金表】

令和6年4月1日現在

1. 介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の利用料金となります。

【基本単位に6級地の地域加算を乗じたものを表示しています。】

居宅介護支援費（Ⅰ）	基本料金 / 単位
要介護1・2	11,316円/1,086単位
要介護3・4・5	14,702円/1,411単位

【基本単位に6級地の地域加算（10.42円）を乗じたものを表示しています。】

算定項目	加算料金 / 単位
特定事業所加算（Ⅰ）	5,407円/519単位
特定事業所加算（Ⅱ）	4,386円/421単位
特定事業所加算（Ⅲ）	3,365円/323単位
特定事業所加算（A）	1,187円/114単位
特定事業所医療介護連携加算	1,302円/125単位

以下の場合には加算料金を頂きます。

【基本単位に6級地の地域加算（10.42円）を乗じたものを表示しています。】

算定項目	加算料金 / 単位
初回加算	3,126円/300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,605円/250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,084円/200単位
退院・退所加算	6,252円～9,378円/600～900単位
通院時情報連携加算	521円/50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円/200単位
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円/400単位

2. 法定代理受領により当社の居宅介護支援及び加算料金に対して介護保険給付で支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
3. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合があります。その場合はいったん上記の金額を負担して頂き、サービス提供証明書を発行いたします。  
サービス提供証明書を後日、市役所（保険者）の窓口へ提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。
4. 介護保険改正による利用料の変更がある際は重要事項説明書[別表利用料金表]にて変更の説明を致します。